

千葉県告示第679号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項及び第115条45の第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条、第78条の11、第115条の10並びに千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

令和5年8月14日

千葉市長 神谷俊一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会	てんだい訪問看護ステーション	千葉県稲毛区天台3-4-5	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 7月31日
合同会社 iRODORi	訪問看護ステーションつぼみ	千葉県花見川区幕張町5-417-282 ドリーミィ幕張305号室	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 7月31日
特定非営利活動法人シルバーケアサービス	デイサービス希（のぞみ）	千葉県若葉区若松町531-578	地域密着型通所介護 通所介護相当サービス	令和5年 7月31日
株式会社ドットライン	夢のまちおゆみ野訪問介護事業所	千葉県緑区おゆみ野3-6-2 YSビル202	訪問介護 訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和5年 7月31日